

日本社会薬学会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本社会薬学会 (Japanese Society of Social Pharmacy) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

事務局長は、常任幹事から会長が副会長との協議を経て指名する。

事務局長は、本会の事務処理を統括する。

(支部)

第3条 本会は、支部設置に関する細則により、幹事会の議決を経て必要な地域に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は医薬品をはじめとする生活関連物質と人間の健康との社会的ななかかわりの中で、総合的に研究・教育を発展させることにより、人間の生命と健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 年会、研究集会等の開催
2. 会誌「社会薬学」その他の出版物の刊行
3. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は正会員、学生会員、名誉会員および団体会員とする。

1. 正会員：本会の目的に賛同し、会費を納める者
2. 学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同し学生会費を納める者
3. 名誉会員：本会の進歩発展のために特に功労があった者で、幹事会の議を経て会長が承認した者。なお、会長は名誉会員の決定について会員総会で報告する
4. 団体会員：本会の目的に賛同し、会費を納め、本会の事業を後援する個人または団体。当該団体に所属する者を10人に限り団体会員個人会員として会費を納め登録することができる。

(会費)

第7条 本会の会員の会費は細則で定める。

第8条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格)

第9条 会員は本会が刊行する会誌などの配布を受け、論文を発表し、年会、研究集会において研究発表をすることができる。

(入会)

第10条 入会を希望する者は、事務局に所定の入会申し込みを行い、常任幹事会の承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第11条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会の申し出
2. 死亡、失踪宣告
3. 除名

(退会)

第12条 退会を希望する会員は会長宛に退会届けを提出する。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは幹事会の議決を経て、会長が除名することができる。

1. 会費を2年以上滞納したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき

第4章 役員

(種別)

第14条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長2名（庶務担当および学術担当）
3. 幹事20名以内、うち常任幹事6名以内
4. 監事2名
5. 年会長1名
6. 次年度年会長1名

(職務)

第15条 本会の役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握し、会員総会、幹事会および常任幹事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

3. 幹事は幹事会を構成し、本会の事業計画および予算計画など本会の運営に必要な事項を審議決定する。
4. 常任幹事は常任幹事会を構成し、庶務、財務および出版に係る会務を分掌・執行する。
5. 監事は本会の事業と会計を監査し、会員総会において監査の報告を行う。
6. 年会長は年会を主宰する。

(選出又は選任)

第16条 本会の役員は次により選出又は選任する。

1. 幹事は正会員の中から選出する。
2. 会長および副会長は幹事が互選する。
3. 1および2の選出は細則によって行う。
4. 常任幹事は会長が副会長との協議を経て幹事の中から指名する。
5. 監事は幹事会が会員の中から選出する。
6. 次年度年会長は幹事会が推薦し、会員総会で承認を得る。

(任期)

第17条 役員任期は次の通りとする

1. 年会長および次年度年会長を除く役員任期は選任又は選出された日の属する年度の次年度および次々年度の2年間とする。
2. 会長の再任は連続しては2期・4年までとするが、他の役員再任は妨げない
3. 年会長および次年度年会長の任期は選出された日から主宰する年会が開催された年度末までとする。

第5章 会議および委員会

(会議)

第18条 本会の会議は会員総会、幹事会および常任幹事会とする。

1. 会員総会は、原則毎年1回として年会に併せて開催し、議長は出席者から選出する。
2. 臨時の会員総会は会員の三分の一以上の要請または必要に応じて会長の招集により開催する。
3. 幹事会は、会長、副会長、幹事および各支部代表により構成され、必要に応じて会長が議長となる。なお、監事は幹事会に出席し、意見を述べることができる。
4. 常任幹事会は会長、副会長、常任幹事および各委員会の長により構成され、必要に応じて会長が議長となる。なお、監事は常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

5. 幹事会および常任幹事会は総数の過半数（委任状を含む）をもって成立するものとする。
6. 会員総会、幹事会および常任幹事会の議事は出席した該当者の過半数でこれを決し、議長を除いて可否同数の場合は、議長がこれを決する。

（委員会）

第19条 本会に以下の委員会を設置する。

1. 編集委員会
編集委員会は会誌「社会薬学」に関する業務を行う。
2. 広報委員会
社会薬学会に関わる広報業務を担当する。
3. 企画委員会
フォーラム、勉強会などを企画運営する。
4. 各委員会の長は、会長が副会長との協議を経て幹事から指名する。委員は、委員長が原則として正会員から指名する。
5. 必要に応じ、常任幹事会の承認により他に委員会を設置することができる。

第6章 財務

（経費）

第20条 本会の経費は会費・寄付・その他の収入をもってこれに充てる。

（会計報告）

第21条 会長は年1回会計報告を作成し、監事の意見をつけて会員総会の承認を得る。

（事業計画および予算案）

第22条 会長は事業計画および予算案を作成し、会員総会の承認を得る。

（会計年度）

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第7章 会則の改廃

第24条 本学会の会則を変更するためには、会員総会の承認を必要とする。

細則

（支部）

第1条 本会規約（以下「規約」という）第3条に基づき、支部設置の規定を以下のとおり定める。

1. 支部は支部を設置しようとする地域に所属する正会員および賛助会員10名（団体）以上の賛同により設置することができる。

2. 支部を設置しようとするときは、支部設置に賛同する会員名簿を添えて事務局へ支部設置の申請を行い、幹事会の承認を得る。
3. 支部設置は学会ホームページにおいて会員に通知する。
4. 支部は少なくとも年1回会員による研究発表会又は講演会等を行い、会員相互の研鑽をはかる。
5. 支部長は支部会員の中から互選し、その任期は2年とする。なお、再任は原則として2期・4年までとする。
6. 支部は、研究発表会又は講演会等の予告および報告を、学会ホームページに掲載する。

(会費)

第2条 規約第7条に基づき会員の会費（年額）を次のとおり定める。

1. 正会員 8,000円
2. 学生会員 2,000円
3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(幹事選出)

第3条 規約第16条1号に基づき幹事選出に関する規定を次のとおり定める。

1. 幹事のうち10名は正会員の選挙によって選出する。
2. 選挙によって選出された幹事は、6名以上10名以内の範囲内で幹事を補充選出することができる。
3. 役員改選時の選挙にあたっては、会長は正会員の中から3名以上の選挙管理委員を副会長との協議を経て指名し、幹事、会長、副会長の選挙の運営にあたらせる。

(選挙結果の判定)

第4条 幹事、会長、副会長の選出選挙の結果判定は以下のとおりとする。

1. 幹事は、正会員による選挙において高得票者順に当選者とする。
2. 会長は、幹事による選挙において最高得票を得た者を当選者とする。
3. 副会長は、幹事による選挙において高得票者順に当選者とする。
4. 1, 2および3の選挙において、当選とする得票が同数である者が複数あった場合、選挙管理委員会の立ち会いの下に当事者によるくじ引きで当選者を決する。なお、選挙管理委員会が指定する日に当事者がくじ引きに参加できない場合は、本人が指定する代理人にくじ引きを行わせることができる。また、くじ引き当日に本人の代理でくじ引きを行う者について、選挙管理委員の互選による選挙管理委員長に一任することができる。

1999年10月16日総会で承認

2000年10月28日総会で一部改正

2002年11月9日総会で一部改正

2004年9月18日総会で一部改正

2007年9月16日総会で一部改正

2008年9月7日総会で一部改正

2011年9月4日総会で一部改正

2013年10月13日総会で一部改正